

# 糸島市公共施設太陽光発電リース仕様書

## 1. 件名

糸島市公共施設太陽光発電リース契約

## 2. 目的

リース方式により糸島市公共施設に太陽光発電を設置し、公共施設における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

なお、本契約は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「環境省交付金」という。)を受け、発注者が受注者に交付する補助金(以下「補助金」という。)を活用して実施するため、設備の設置及び使用は、交付金の規定に沿って行うものとする。

## 3. リース物件

太陽光発電設備 一式

## 4. 履行場所

糸島市消防署志摩出張所(福岡県糸島市志摩初 30 番地)

## 5. 履行期間

①太陽光発電等の設置工事等 契約の日から令和6年12月28日まで

②太陽光発電のリース期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

※令和6年12月28日までに設備を導入し、速やかに運転を開始すること。

※運転開始日は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

※本契約の期間は、契約の日からリース期間満了日までとする。

## 6. 内容

(1) 受注者は、施設の資料及び現地調査等を基に設備容量検討を行い、設置する設備についての設計を行う。

(2) 受注者は、設計した設備の導入を行う。

(3) 受注者は、当該設備で発電した電力を当該施設に供給する。

(4) 受注者は、当該施設にモニターを設置し、発注者が発電量をリアルタイムで確認し、データの蓄積ができるようにする。なお、発電量の確認は発注者がモニターのみで確認するものとする。

(5) 受注者は、施設管理者等への説明(工事・運営に関する内容、非常時の設備操作等)を行う。内容については、発注者と協議のうえ決定する。

(6) 受注者は、各種法令の規定に基づく届出等の手続きを行う。

(7) 受注者は、リース期間中のメンテナンス内容について、発注者と協議のうえ決定する。

(8) 受注者は、リース期間終了後、設備を現状有姿にて発注者に無償で譲渡する。

## 7. 補助金の活用によるリース料の算定及び支払

- (1) リース料は全 60 回の分割払い(月払い)とする。なお、補助金を控除せずに計算したリース料期間総額(消費税及び地方消費税を含まない。)から補助金を控除した額に消費税及び地方消費税を加算して契約金額を計算するものとし、契約金額を 60 で除したときに 1 円未満の端数が発生した場合、端数分を初回支払額に合算する。
- (2) 発注者から受注者へ交付する補助金は、令和 7 年 3 月 31 日までに支払う。

## 8. 条件等

- (1) 設備の設置
  - ア 太陽光発電設備は、施設の屋根に設置すること。
  - イ 発電した電力は当該施設において 50%以上自家消費し、余剰分は発注者が電気事業者等に売却するものとする。
- (2) 現地調査  
施設の状況を把握するため、資料等の収集、施設関係者立ち会いによる設備設置場所の確認(雨漏りや破損個所の有無等)、聞き取り及び現地測定等の必要な調査を実施すること。
- (3) 各種関係手続き  
設置にあたって各種法令の規定に基づく届出等手続きを要する場合には、受注者が所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。
- (4) 設備仕様
  - ア 太陽光発電設備は品質及び安全基準に準拠した製品であること。
  - イ 商用化され、導入実績がある製品であること。
  - ウ 中古設備でないこと。
  - エ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーには、10 年間以上のメーカー保証(製品保証)を付けること。
- (5) 設置の基本的条件
  - ア 設備に係る設計、材料、工事にあたっては、電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守すること。
  - イ 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第 39 条、J I S C8955:2017 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」及び電気設備の技術基準の解釈第 46 条に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
  - ウ 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)により行うこと。
  - エ 雨漏りリスクを最小限とする施工により設置すること。
  - オ 発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、受注者の責任で必要な措置を取ること。  
なお、リース開始から 1 か月以内に当該事象が発生した場合は契約不適合責任により受注者の費用負担とし、1 か月以降に当該事象が発生した場合は維持管理責任により発注者の費用負担とする。
  - カ 設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に施設に影響が及ばないよう、保護継電器等の装置を設けること。

(6) その他の条件等

- ア 発注者ならびに受注者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT 制度）及び FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこととする。
- イ 発注者ならびに受注者は、電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこととする。
- ウ 発注者ならびに受注者は、法定耐用年数を経過するまでの間、本契約のリース物件により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこととする。
- エ 発注者ならびに受注者は、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠して契約を履行することとする。
- オ 受注者は、設備導入に先立って詳細設計を行い、配置図、平面図、立面図及び施設の電気設備への接続部分の単線結線図（PDF 形式データ）、機器の納入仕様書、工程表等の工事計画書を発注者に提出し、確認を受けるものとする。発注者が別途施工に係る書類を求めるときは、受注者は提出するものとする。
- カ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこととする。
- キ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に配慮した計画とすることとする。
- ク 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は受注者において十分に行うこととする。
- ケ 工事完成時には、発注者の確認を受けることとする。
- コ 工事完成時には、以下の資料を作成し、発注者に引き渡すこととする。下記に過不足がある場合は、発注者と受注者で別途協議するものとする。
- ・ 工事概要
  - ・ 電力申請書類の写し
  - ・ 単線結線図
  - ・ 検査記録
  - ・ 設備仕様書
  - ・ 取扱説明書
  - ・ ケーブルルート図
- サ リース期間中に施設に雨漏りが生じた場合、受注者は原因究明に協力することとする。
- シ 受注者は、本契約により第三者に損害を与えないようにすること。また、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する等の具体的な対応方を講ずるとともに、第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償することとする。
- ス 発注者ならびに受注者は、本契約により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図ることとする。
- セ 設備を設置した公共施設について、発注者が別途改修工事等を実施する際は、受注者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じることとする。また、費用負担が発生した場合は、発注者が負うものとする。

ソ リース期間終了後、導入された設備は発注者に無償譲渡されるため(所有権移転ファイナンス・リース)、受注者は固定資産税の納付義務を負わないものとする。

## 9. その他

- (1) 受注者は、「糸島市公共施設太陽光発電リース公募型プロポーザル実施要領」に規定する企画提案書及び本仕様書に基づき発注者と必要な協議及び打ち合わせを行い、その指示等に従い誠実に事業を遂行すること。
- (2) 受注者は、本契約により知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。
- (3) 環境省交付金の法定耐用年数満了までの各種申請、報告等は発注者が実施する。受注者は、リース期間に限り必要に応じて協力すること。
- (4) リース期間中は、発注者と受注者の協議に基づきメンテナンスを実施する。
- (5) 本契約にあたり予想されるリスクと責任分担については、別表1のとおりとする。また、これに定めのないものは発注者と受注者の協議により決定する。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたときまたは定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の協議により決定する。
- (7) 受注者は本契約に係る書類を本契約終了後5年間保存し、会計検査院の監査対象等となった場合は発注者の要請に応じて協力すること。
- (8) リース期間終了後、発注者は環境省交付金の規定に基づき、受注者から譲り受けた設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に利用するものとし、その利用によって生じた責務と費用負担は全て発注者で負うものとする。

別表1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		発注者	受注者	
共通	仕様書等の誤り	仕様書等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	○	○
		調査・工事による騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	調査・工事における安全性の確保		○
		維持管理における安全性の確保	○	
	環境の保全	工事における環境の保全		○
		維持管理における環境の保全	○	
	制度の変更	設計・工事・維持管理に影響のある法令・許認可等の変更	○	
	保険	維持管理期間のリスクを補填する保険		○
	契約の中止・延期	発注者の指示によるもの(受注者に起因するものを除く)	○	
		周辺住民等の反対によるもの	○	○
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		受注者の契約不履行、破綻によるもの		○
契約不適合	契約不適合責任(受注者に起因するもの)		○	
不可抗力	天災・暴動等による契約の変更・中止・延期	○		
環境省交付金	不適切な申請・報告・保守点検及び維持管理等による環境省交付金の返還(受注者に起因するものを除く)	○		
設計段階	物価変動	物価変動(設備に対して影響のある者のみを対象とする)		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による運転開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理	計画変更	用途の変更等、自治体の責による契約内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	○	
	施設損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷		○		
保証	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○
	メーカー保証	メーカー保証の範囲		○
		メーカー保証の範囲外に係る全ての費用	○	
事業終了後	リース期間終了後(無償譲渡後)の各種負担	○		